校長室だより

第９号　平成30年６月６日（水）
聖心ウルスラ学園聡明中学校・高等部

【 県高校小倉百人一首かるた選手権大会 】

今年も６月８日に、「かるた甲子園」と言われる全国大会の県予選となる標記大会が、県武道館で開催されます。

聡明からは、下記の６名の皆さんが参加致します。

是非、普段の実力を出し切って、昨年以上の成果を上げて欲しいと願います。（敬称略）

高３	柏田　紗英
高２	甲斐日南子　髙岡　千尋
高１	内田ふらの　日髙　早　吉岡　来実

【 NHK全国高校放送コンテスト 】

標記大会の県予選が６月８・９日で実施されます。聡明から下記の２名の皆さんが朗読部門に挑戦します。全国大会へ向けて、頑張ってきて下さい。（敬称略）

高２	岩田　梢	高１	春山　璃桜

【 いよいよ総合体育大会 】

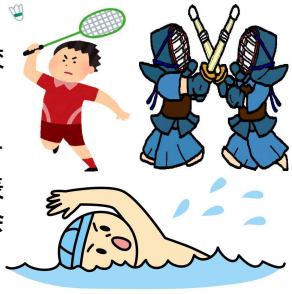

今週の土曜日（９日）から、延岡地区中学校総合体育大会が始まります。

中学３年生にとっては、部活動最後の発表の場であり、この大会を勝ち抜くと県大会へ、更に勝つと九州大会、全国大会へとつながる大きな大会です。

そこで、激励のための選手推戴式を８日（金）に予定しています。

きっと全力を出して素晴らしい成績を残してくれるものと期待しています。

ここに、日程と試合会場をお知らせ致します。

なお、詳しい組み合わせ等につきましては、部活動担当の先生にお尋ね下さい。

種　目	日程	会　場
バドミントン 剣道 水泳（社会体育）	9･10日（土・日） 10日（日） 17日（日）	北川体育館 東海中体育館 西階遊泳場

【 家庭教育20の提言 】

その３　親（保護者）には自然の原理に基づく親権のあることを自覚しましょう

子どもの許可無しには、子どもの部屋にも入ることのできない親は寂しくみじめであり、無責任な親と言われても仕方がありません。

民法第８２０条には、『親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う』とあります。

では、子の監護に関する義務とは何でしょうか？子の監護とは、子の身上を監護することをいいます。子の住まいを決めたり、しつけをしたり、教育を施したり、子がすることについて様々な同意や許可を出したりすることなど、子どもの身体に関する監督・保護・育成をすることです。

要するに、子どものために衣食住を整えて子育てをすることで、これを「身上監護権」と言います。親権者は上記のような身上監護権のほかに子の財産管理権を有しています。

つまり、監護権というものは、親権の一部なのです。

こうした法にかかわらず、親は自然法的に子の指導に深く立ち入ることができます。基本的なものについて、親のしつけがないところには真の民主主義は育ちません。

子どもは、時に自分の都合のよいように物事を述べます。いい例が、「〇〇くんも携帯を持っているよ。だから買って」です。子の言うことを全て認める物分かりの良い親は、何か問題が生じた時に「家の子どもに限って・・・」と言われます。そんなことはありません、どこまで親が許すのかを見極めながら、**子は親を乗り越えようと常に親を試している**のです。**親の背で子が育つ**のです。こうした理屈に負けず、「子どもは風の子」と言える親になって欲しいと願います。

【 今後の主な行事 】

月日	行事内容
6／ 8（金）	貧血検査（S1･S4） 県高校小倉百人一首かるた選手権大会 合同懇親会（PTA･後援会･同窓会の関係役員）
6／8・9	NHK全国高校放送コンテスト県予選
6／9･10･11	延岡地区総合体育大会